

会社に重大な疑義!? 淀川労基署の 調査が決定!!

6月現車訓練の5分前集合!

東海労は、6月の現車訓練で《開始時刻の5分前目途に集合》との会社指示【現車訓練要領（乗務員用）】に対して、労働時間にすべきだと要求してきました。

しかし、会社は「目途で集合だから労働時間とはしない」（川村総務科長）（福田指導科長）。一方支社も、「現車訓練要領は業務指示ではないので、労働時間ではない」とサービス労働である事を回答しました。

私達は、会社の回答に不服な為、やむを得ず淀川労基署に、杜撰な労働時間について相談に伺いました。

労基署の監督官にサービス労働の実態を説明し、調査を申請したところ、早急に会社に調査に入る旨の回答を受けました。

【乗務員の皆さん！労基署の行政指導に注目して下さい！！】